

# 南足柄市文化会館 予約申込票 (ホール)

抽選： 有 ・ 無
-----------

年 月 日 ( 窓口・電話 ) 受付け者：

ID		ふりがな 団体又は個人名	
代表者 住所	〒	電話 ( ) - FAX ( ) -	代表者名
ふりがな 利用責任者名			
住所 〒			
電話 ( ) - FAX ( ) -			

※この予約の問合せ窓口になる方の連絡先を記入(団体・代表者住所と同じ場合は省略可)

※頂いた個人情報を利用予約のみに使用し、適切に管理いたします。

裏面の「利用申込みに関する注意事項」を了承します。(✓を申込者が記入)

利用日時	年 月 日 ( )		本番日 月 日		
	時 ~ 時 (準備片付時間含む)		※リハ減免は 3か月以内		
催し物名	正式の催し物名(第〇〇回~など) ※広報掲載を希望する場合は、広報に掲載する催し物名称を記入				
利用施設 ○で囲んで ください	大ホール	楽屋 1 楽屋事務室	楽屋 2 シャワー室 1	楽屋 3 シャワー室 2	楽屋 4 シャワー室 3
	小ホール	楽屋 1	楽屋 2	楽屋 3	シャワー室 3
	展示室	多目的室	会議室	主催者控室	応接室
	リハーサル室	練習室 1	練習室 2	練習室 3	
利用区分	準備 : ~ :	練習 : ~ :			
	開場 : :	本番 : ~ :			
	片付 : ~ 退館 :	準備にかかる時間は職員にお尋ねください			
予定人数	関係者 人	入場者 人	チラシ持参 : 無・有		
入場料等	入場料 : 無・有 (一人あたりの最高額 円) ※1,001円以上の場合、主催者が音響及び照明スタッフを自費で手配 → <input type="checkbox"/> 承諾				
	対象者 : 一般・関係者 主に (子供・大人)				
	営利目的 : 無・有	物品販売	無・有 ( )		
調律	無・有 (ピッチ・アップ) 調律時間は約2時間 主催者が手配 → <input type="checkbox"/> 承諾				

掲載希望	市広報：可・不可	会館たより：可・不可
------	----------	------------

締切日注意 ※市広報掲載は入場の対象者が一般の場合のみとなります

上記以外問い合わせ先：

料金についての説明

### 職員記入欄

掲載問い合わせ先確認	減免
代表者・責任者・その他	%

システム入力者	入力日	台帳	郵送書類	郵送・手渡し日
	/		案内状・ご利用にあたって・アンケート・料金表・その他 ( )宛	/ ( )宛

## 大・小ホール利用申し込みに関する注意事項

### 1. 1年前に複数日を連続して予約する場合、その予約の一部を、後日キャンセルすることはできません。

(説明) 大・小ホールの利用申し込みは、原則として利用日の1年前の開館日の9時から利用日の20日前の17時まで、会館窓口で“本予約”を受け付けています。

複数日連続で利用する場合は、その初日の1年前の開館日から“本予約”を受け付けます。

これにより、2日目以降の利用が1年前より先に予約できる形になりますが、複数日にまたがる催しの予約が難しくならないよう配慮しています。

その予約の一部を後日キャンセルすることや、その予約全体をキャンセルして当該期間の一部を含む日程で予約し直すことは、他の利用者との公平性を損なうため、利用承認されない場合があります(市条例第3条)のでご注意ください。

- ・ 南足柄市文化会館条例 第3条(利用の承認)

「文化会館を利用しようとする者は、市長(指定管理者に読み替え)の承認を受けなければならない。

2 市長(指定管理者に読み替え)は、前項の規定により利用の承認を受けようとする者が次の各号のいずれかに該当する場合は、同項の承認を与えないことができる。

(1) 文化会館における秩序を乱し、又は公益を害するおそれがあると認められるとき。

(2)、(3) 省略

(4) 前3号に掲げるもののほか、文化会館の管理上支障があると認められるとき。」

### 2. 予約した施設の「転貸、利用権の譲渡」はできません。

(説明) 市条例施行規則に規定されています。

- ・ 南足柄市文化会館条例施行規則 第12条(権利の譲渡等の禁止)

「利用者は、利用の権利を譲渡し、又は転貸してはならない。」

### 3. 利用料をお支払い頂いた後、利用内容の変更やキャンセルの申請をする場合、利用日の60日前を過ぎていると、利用料は還付されません。

(説明) 市条例、市条例施行規則に規定されています。

- ・ 南足柄市文化会館条例 第6条(使用料の不還付)

「既に徴収した使用料は、還付しない。ただし、市長(指定管理者に読み替え)は、特別の理由があると認めるときは、当該使用料を還付することができる。」

- ・ 南足柄市文化会館条例施行規則 第21条(使用料の還付)

「条例第6条ただし書の規定による使用料の還付は、次に掲げる場合に行うものとする。

(1) 災害その他利用者の責めによらない理由により文化会館を利用することができないと市長(指定管理者に読み替え)が認めるとき。

(2) 利用日の60日前までに利用の取消しの申出をしたとき。」

### 4. 利用日を変更するには、変更前の利用を一旦キャンセルして、変更後の利用を新たに予約することになります。このため、利用料をお支払い頂いた後、利用日を変更する場合、“変更前の利用日”の60日前を過ぎていると、利用料は還付されません。また、変更後の利用については新たに利用料がかかります。

以上